

調布市年度限定型保育事業をご利用の保護者様へ

調布市では、待機児童の緊急的な対策として、保育園等の利用内定見込みのない1歳児・2歳児を1年度限定でお預かりする「年度限定型保育事業」を実施しております。

年度限定型保育事業をご利用の一部の方を対象に基本利用料の助成を行います。対象の世帯や対象期間、手続き等の詳細については、下記のとおりです。

★対象期間：令和6年4月から令和7年3月

★対象の世帯：①市民税非課税世帯の利用児童

※施設等利用費又は調布市一時預かり事業・定期利用保育事業利用料助成金の助成を受けている場合、多子世帯以外の負担軽減制度については対象外です。

②市民税課税世帯の第2子以降の利用児童

★助成金額：基本利用料全額

※延長保育利用料については助成の対象外です。

★助成手続き

以下の書類を市に提出してください（郵送または持参）。

(1) 調布市年度限定型保育事業利用料助成申請書

(2) 利用料を負担したことを証する領収書又はこれに代わる書類（基本利用料を支払ったことがわかる通帳の写し等）

(3) 市民税非課税世帯の場合は、令和5年度非課税証明書（4月～8月利用分）

令和6年度非課税証明書（9月～3月利用分）

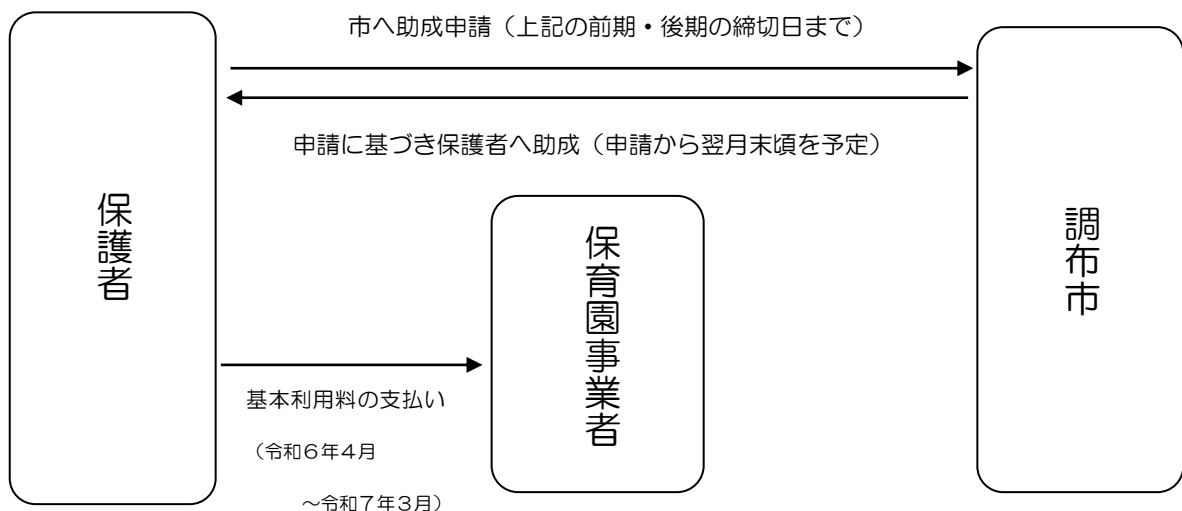
★資料提出締切 前期（4月～9月分の利用料助成） 令和6年10月31日（木）

後期（10月～3月分の利用料助成） 令和7年 3月31日（月）

★施設に対する基本利用料の支払いについて

基本利用料は、保育園事業者にお支払いください（年度途中で利用終了した場合は利用終了月まで）。

<助成までの流れ（イメージ図）>



<問合せ先>

042-481-7106（調布市子ども政策課）

Email: kodomo@city.chofu.lg.jp